

令和7年度北海道機構集積協力金配分基準

経営第542号

令和7年(2025年)6月30日

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記2の第10の3に基づき、機構集積協力金交付事業の交付対象の配分基準について、次のとおり定める。

記

第1 配分の単位

道は、市町村に対し、地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業の事業ごとに配分を行う。

第2 配分基準

- (1) 道は実施要綱別記2第4の1による補助の範囲内で配分額を決定する。
- (2) 配分の優先順位は以下のとおりとする。

優先順位	事業別
1	〈地域集積協力金〉（*中山間地域） 〈集約化奨励金〉
2	〈地域集積協力金〉（一般地域）

第3 配分額の算定等

- (1) 算定の基礎となる所要額は実施見込み調べにより報告される所要見込み額を基礎とする。
- (2) 国の配分額が所要額を下回った場合は、第2の(2)の優先順位を踏まえ、次の表に記載する事業ごとの調整率の範囲内で配分額を決定する。

○調整率

事業名	調整率
①地域集積協力金交付事業（中山間地域）	100% ～ 90%
集約化奨励金交付事業	100% ～ 90%
②地域集積協力金交付事業（一般地域）	100% ～ 70%

なお、具体的な調整方法については、以下のとおりとする。

- (ア) 上記①に希望額を配分した場合に、優先順位②の交付額が所要額の下限率70%を上回る場合は、②で調整を行う。
 - (イ) 上記①に希望額を配分した場合に、②の下限値を維持できない場合は①も含めて調整を行う。
 - (ウ) 当初配分の段階から、①及び②それぞれの下限値を維持できない場合は、下限値で調整した後不足する額を各事業に按分して調整する。
- (3) 配分基準により、所要額が調整される場合でも、各事業の交付要件に影響を与えるものではないものとする。

第4 その他

本配分基準は、北海道における農地中間管理事業の推進を図る観点から、必要に応じ見直しを行う。

* 中山間地域・・・実施要綱別記2第5の3の(3) 中山間地域の交付単価の適用
範囲等に定める範囲